

兵庫県議会会派役員名簿

令和8年5月8日

| 役職<br>会派名    | 就任年月日           | 幹事長                                  | 副幹事長                  | 政務調査会長  | 政務調査副会長         |
|--------------|-----------------|--------------------------------------|-----------------------|---------|-----------------|
| 自由民主党        | 令和8年4月22日及び5月8日 | 北口寛人                                 | 風早ひさお<br>大上和則<br>前井まき | 戸井田ゆうすけ | 長瀬たけし<br>太田やすふみ |
| 維新の会         | 令和8年4月10日       | (団長)<br>高橋みつひろ<br>(幹事長)<br>斉藤なおひろ    | 青山暁                   | 飯島義雄    | 別府けんいち          |
| 公明党          | 令和8年4月7日        | (団長)<br>岸本かずなお<br>(副団長兼幹事長)<br>谷井いさお | 島山清史<br>竹尾ともえ         | 小泉弘喜    | 菅雄史             |
| ひょうご<br>県民連合 | 令和8年4月2日        | 上野英一                                 | 北上あきひと                | 中田英一    | 橋本成年            |
| 躍動の会         | 令和8年4月1日        | 増山誠                                  | —                     | 白井たかひろ  | —               |
| 日本共産党        | 令和8年4月20日       | (団長)<br>庄本えつこ                        | —                     | 久保田けんじ  | —               |

## 第375回（定例）県議会提出予定議案件名一覧

### （予算案件）

- 1 令和8年度兵庫県一般会計補正予算（第1号）

### （条例案件）

- 1 職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 2 知事及び副知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 3 認定こども園の認可等に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 兵庫県立学校授業料等徴収条例等の一部を改正する条例
- 6 兵庫県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例

### （事件決議案件）

- 1 和解及び損害賠償額の決定
- 2 和解及び損害賠償額の決定
- 3 損害賠償額の決定
- 4 県営洲本宇原住宅建築工事請負契約の変更
- 5 沼島漁港泊地区水門工事中用仮締切設置工事請負契約の締結

### （専決処分承認案件）

- 1 交付金返還請求事件に係る出訴
- 2 交付金返還請求事件に係る出訴
- 3 交付金返還請求事件に係る出訴
- 4 交付金返還請求事件に係る出訴

解禁 ①ラジオ・テレビ・インターネット：5月26日(火) 16：00（知事会見開始後）  
②新聞：5月27日(水) 朝刊 **【取扱注意】 今後変動可能性あり**

# 令和8年度6月補正予算(緊急経済対策) (案)

令和8年5月26日  
財務部 財政課

# 中東情勢を踏まえた対策 （中東情勢対策パッケージ）

## 6月補正予算規模 5.7億円

既存事業を含めたパッケージの全体規模：161.4億円  
（事業者向け32.4億円・県民向け129億円）

令和8年度執行の既存事業を最大限活用するとともに、燃料高騰や物資の供給不足の影響を受けやすい中小企業等における経営構造改革を支援するため、6月補正予算（緊急経済対策）を編成し、県内事業の継続性確保に向けた中東情勢対策をパッケージとして推進する。

また、県民生活を下支えするため、はばタンPay+（第5弾）にかかる所要の予算措置を講じる。

### 短期的な視点

#### 体制整備

- 総合相談窓口の設置
- 資金繰りに関する専門相談窓口の設置
- 庁内連絡会議の設置

#### 資金繰り支援

- 中小企業融資制度「経営円滑化貸付」の拡充

#### 県民生活の下支え

[129億円]※

- 物価高騰影響の緩和（はばタンPay+（第5弾））

※うち6月補正予算は26億円の財源更正

### 中・長期的な視点

[32.4億円]

#### 収益力向上支援

R7.2月補正・R8当初予算[26.7億円]

- 稼ぐ力の強化（設備投資の支援）[21.2億円]
- 農業・漁業施設貸与（省エネ等）[1.6億円]
- 耕畜連携推進（畜産堆肥活用等）[0.3億円]
- 取引適正化の推進（価格転嫁円滑化支援）[0.5億円]
- 経営指導体制強化[1.1億円]
- GX・DX促進設備導入推進（機器等の導入支援）[2億円]

6月補正予算（経営構造改革支援）[5.7億円]

- 稼ぐ力の強化（調達先の多角化等）[2.1億円]
- 同左（枠追加）[1.6億円]
- 同左（枠追加）[0.3億円]
- じばさん経営構造改革支援[1.5億円]
- プラスチック包装削減[0.2億円]

# 兵庫県令和8年度6月補正予算 施策体系別事業一覧

(単位：百万円)

| 事業名                                | 金額         | 国庫       |              | 特定             | 起債       | 一般       |
|------------------------------------|------------|----------|--------------|----------------|----------|----------|
|                                    |            | 通常補助     | 重点交付金        |                |          |          |
| 事業者の経営構造改革への支援                     | 568        | 0        | 568          | 0              | 0        | 0        |
| 稼ぐ力の強化に向けた経営構造改革支援事業               | 205        | 0        | 205          | 0              | 0        | 0        |
| 農業施設貸与事業（経営構造改革枠）                  | 122        | 0        | 122          | 0              | 0        | 0        |
| 漁業施設貸与事業（経営構造改革枠）                  | 42         | 0        | 42           | 0              | 0        | 0        |
| 耕畜連携推進事業（経営構造改革枠）                  | 30         | 0        | 30           | 0              | 0        | 0        |
| じばさん経営構造改革支援事業                     | 148        | 0        | 148          | 0              | 0        | 0        |
| プラスチック包装削減モデル事業                    | 21         | 0        | 21           | 0              | 0        | 0        |
| ひょうご家計応援キャンペーン「はばタンPay+」（第5弾）の財源更正 | 0          | 0        | 2,615        | △ 2,615        | 0        | 0        |
| <b>合計</b>                          | <b>568</b> | <b>0</b> | <b>3,183</b> | <b>△ 2,615</b> | <b>0</b> | <b>0</b> |

## 中東情勢への対応（体制整備）

原油・原材料価格の高騰や供給不足による県内への影響を踏まえ相談体制や情報共有を強化

### ■特別相談窓口の設置（R8.3.18～）

➤ 原油価格の高騰等による企業活動全般への懸念に対する①総合相談窓口及び②資金繰りに関する専門的な助言を行う専門相談窓口を設置

#### ① 総合相談窓口

- ・場 所 ひょうご産業活性化センター「兵庫県よろず支援拠点」内
- ・受付時間 9:00～17:00（祝日を除く月～金）
- ・問い合わせ先 078-977-9085

#### ② 資金繰りに関する専門相談窓口

- ・場 所 信用保証協会及び県に計8か所設置
- ・受付時間 9:00～17:00（祝日を除く月～金）
- ・問い合わせ先 078-362-3321（地域経済課）ほか

### ■「中東情勢に関する庁内連絡会議」の設置（R8.5.11）

➤ 今般の中東情勢を受け、県内経済や県民生活への影響について各部局間で確認している情報の共有を行うとともに今後の対応の方向性を検討

## 中東情勢への対応（資金繰り支援）

### ■原油価格高騰の影響を受ける中小企業への資金繰り支援対象拡大

- 中小企業の資金繰りを支援するため、中小企業制度融資「経営円滑化貸付」の**対象者を拡大して「経営円滑化貸付(原油・原材料価格高騰等)」とし、有利な金利を適用**（5/18～）

|       | 経営円滑化貸付<br>[現行]  | 経営円滑化貸付<br>[原油・原材料価格高騰等]  |
|-------|--|---|
| 対 象 者 | 以下のいずれかの要件を満たす者<br>① 最近3か月間の売上高が前年同期比5%以上減少していること<br>② セーフティネット保証の指定業種に属する中小企業で、最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して20%以上減少しているとして市町長の認定を受けていること<br>③ <b>R8.4 拡充</b> すべての業種に属する中小企業で最近3か月または最近1か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期と比較して上回っていること 等 | 中東情勢の緊迫化の影響を受け、以下のいずれかの要件を満たす者<br>① <b>最近1か月間</b> の売上高が前年同期比5%以上減少していること<br>② <b>すべての業種に属する中小企業で、最近1か月間</b> の売上高営業利益率が前年同期と比較して20%以上減少していること<br>③ 同 左 |
| 資金用途  | 運転（借り換えにも利用可※）   | 同 左   |
| 利 率   | ①及び②1.65%、③1.45%   | <b>1.45%</b>  |
| 貸付限度額 | 1億円  | 同 左   |
| 貸付要件  | 10年以内（据置2年以内）  | 同 左   |
| 取扱期間  | —  | <b>令和8年5月18日から当面の間</b>  |

※ 既存の兵庫県中小企業融資制度または保証協会の保証付き融資からの借り換えに限る

## 中小企業等事業者の経営構造改革への支援（3.8億円）

### ■稼ぐ力の強化に向けた経営構造改革支援事業：2.1億円

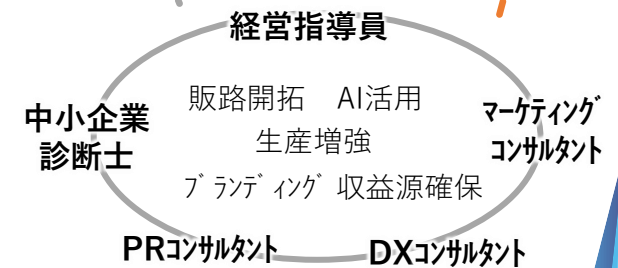
- 強固な経営基盤の構築を促進するため、原油由来原材料等からの脱却、調達先の多角化等、将来を見据えた**経営構造改革につながる取組を支援**

- ・ **補助対象** 商工会・商工会議所が実施する伴走型指導の結果、本事業の実施が経営基盤の強化につながると認められる者
- ・ **対象経費** 調査研究費（コンサル委託料、講師謝金等）、新商品開発費、旅費、宣伝広告費 等
- ・ **補助率** 中小企業 1/2、小規模事業者 2/3（補助上限 100万円）

設備投資支援  
【R7年度2月補正】

強固な経営  
基盤構築

構造転換支援



### ■じばさん経営構造改革支援事業：1.5億円

- 地場産業の持続的な振興を図るため、原材料調達先の多角化、新たな主力事業の立ち上げ、低コスト化・高効率化など**収益力向上や構造改革につながる**取組を支援

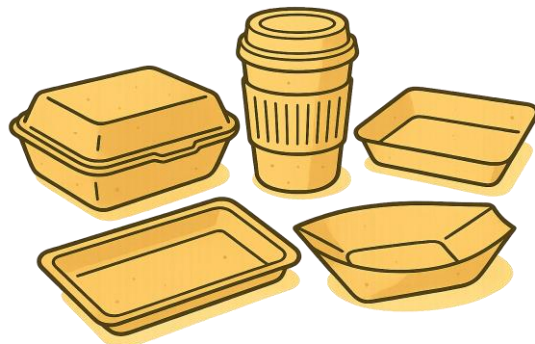
- ・ **補助対象** 地場産業産地組合等
- ・ **対象経費** 設備整備費、調査研究費、新商品開発費、旅費、宣伝広告費 等
- ・ **補助率** 産地組合等が直接事業を行う場合 1/2  
産地組合等を介して事業を行う場合 中小企業1/2、小規模事業者2/3

補助上限  
600万円

## ■プラスチック包装削減モデル事業：2,100万円

- ▶ プラスチック包装の原料となるナフサの高騰・供給不足を踏まえ、**代替素材への転換や量り売り**による**プラスチック使用量の削減等を進める県内小売店等へ支援**を行い、資源循環取組のモデルとして発信

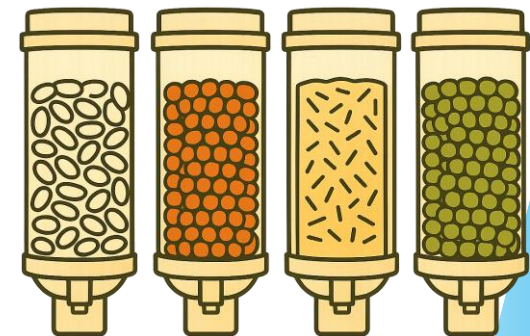
|      | 代替素材への転換                           | プラスチック使用量の削減                     |
|------|------------------------------------|----------------------------------|
| 対象者  | 小売店、スーパー等（小売店等に卸売りする事業者・製造事業者等も含む） |                                  |
| 対象経費 | 代替素材へ転換する際の差額<br>（紙類や生分解性プラスチック等）  | 量り売りへの転換に必要な資材<br>（計量器、ディスペンサー等） |
| 補助率  | プラスチックと代替素材の差額<br>（補助上限100万円）      | 1/2<br>（補助上限100万円）               |
| 補助件数 | 20件程度                              |                                  |



紙容器



生分解性プラスチック



ディスペンサー

## 農林水産事業者の構造改革への支援（1.9億円）

### ■農業施設貸与事業（経営構造改革枠）：1.2億円

- 低コスト・高効率な施設園芸経営へと構造改革を図るため、施設園芸において**省エネ生産に取り組み、生産コストの削減を図る農業者の施設等導入を支援**

- ・ **補助対象** 新規就農者、定年帰農者及び農業法人等のうち、省エネ生産に取り組む者
- ・ **対象経費** 園芸用ハウス、附帯設備・機械等（省エネ生産に資する機器等の導入必須）
- ・ **補助率** 施設・設備機械：1/2または1/3 ※補助対象者により異なる

### ■漁業施設貸与事業（経営構造改革枠）：4,200万円

- 持続可能な経営へと構造改革を図るため、省燃油を通じた経営コスト削減や高鮮度出荷による**収益力の向上に取り組む漁業者の施設等導入を支援**

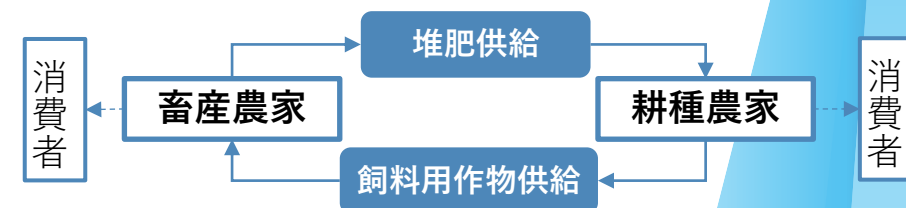
- ・ **補助対象** 新規就業者、複合経営漁業者、沖合底びき網漁業者
- ・ **対象経費** 漁船（環境高度対応機関等の搭載必須）、高鮮度保持施設（省エネ効果のある機器導入必須）
- ・ **補助率** 新規就業者1/2、その他1/3

### ■耕畜連携推進事業（経営構造改革枠）：3,000万円

- 海外情勢に左右されにくい経営へと構造改革を図るため、**自給飼料の増産を進める耕畜連携の取組に資する設備・機械の導入を支援**

- ・ **補助対象** 生産者、生産者等が組織する団体等
- ・ **補助内容** 堆肥散布機、飼料収穫機械等
- ・ **補助率** 1/2(補助上限 2,500千円)

#### 耕畜連携のイメージ





**Hyogo  
Prefecture**

令和 8 年 6 月（定例）

第 375 回 兵 庫 県 議 会 提 出 議 案 関 係 資 料（その 1）

（ 予 算 関 係 ）

兵 庫 県



# 目 次

## 令和 8 年度補正予算提案額概計

|                       | 頁   |
|-----------------------|-----|
| 1. 総 括 .....          | 5   |
| 2. 一 般 会 計 (第 65 号議案) |     |
| ア 部局別予算提案額 .....      | 6   |
| イ 経費別予算提案額 .....      | 7   |
| ウ 歳入予算提案額 .....       | 8   |
| 3. 部局別予算提案額の内訳        |     |
| ア 産 業 労 働 .....       | 1 0 |
| イ 農 林 水 産 .....       | 1 1 |
| ウ 環 境 .....           | 1 2 |



# 令和8年度補正予算提案額概計

## 1 総括

(単位：千円、%)

| 区 分         |     | 既定予算額         | 今回提案額   | 合 計           | 前年同期<br>対 比 |
|-------------|-----|---------------|---------|---------------|-------------|
| 一 般 会 計     | 歳 入 | 2,318,223,000 | 568,000 | 2,318,791,000 | 97.9        |
|             | 歳 出 | 2,318,223,000 | 568,000 | 2,318,791,000 | 97.9        |
|             | 差 引 | 0             | 0       | 0             | —           |
| 特 別 会 計     | 歳 入 | 1,835,931,304 | 0       | 1,835,931,304 | 102.3       |
|             | 歳 出 | 1,835,931,304 | 0       | 1,835,931,304 | 102.3       |
|             | 差 引 | 0             | 0       | 0             | —           |
| 計           | 歳 入 | 4,154,154,304 | 568,000 | 4,154,722,304 | 99.8        |
|             | 歳 出 | 4,154,154,304 | 568,000 | 4,154,722,304 | 99.8        |
|             | 差 引 | 0             | 0       | 0             | —           |
| 公 営 企 業 会 計 | 歳 入 | 343,401,764   | 0       | 343,401,764   | 101.7       |
|             | 歳 出 | 376,204,664   | 0       | 376,204,664   | 104.1       |
|             | 差 引 | △ 32,802,900  | 0       | △ 32,802,900  | —           |
| 合 計         | 歳 入 | 4,497,556,068 | 568,000 | 4,498,124,068 | 99.9        |
|             | 歳 出 | 4,530,358,968 | 568,000 | 4,530,926,968 | 100.1       |
|             | 差 引 | △ 32,802,900  | 0       | △ 32,802,900  | —           |

2 一 般 会 計  
ア 部局別予算提案額

(単位：千円、%)

| 区 分     | 既定予算額         | 今回提案額   | 財 源 内 訳   |             |     |         | 計             | 前年同期対<br>比 |
|---------|---------------|---------|-----------|-------------|-----|---------|---------------|------------|
|         |               |         | 国庫支出金     | 特 定 財 源     | 起 債 | 一 般 財 源 |               |            |
| 総 務     | 79,209,268    | 0       | 0         | 0           | 0   | 0       | 79,209,268    | 103.9      |
| 企 画     | 9,133,999     | 0       | 0         | 0           | 0   | 0       | 9,133,999     | 73.1       |
| 財 務     | 558,673,677   | 0       | 0         | 0           | 0   | 0       | 558,673,677   | 106.9      |
| 県 民 生 活 | 7,480,110     | 0       | 0         | 0           | 0   | 0       | 7,480,110     | 102.3      |
| 危 機 管 理 | 4,890,595     | 0       | 0         | 0           | 0   | 0       | 4,890,595     | 66.8       |
| 福 祉     | 409,111,701   | 0       | 0         | 0           | 0   | 0       | 409,111,701   | 105.0      |
| 保 健 医 療 | 70,578,392    | 0       | 0         | 0           | 0   | 0       | 70,578,392    | 108.5      |
| 産 業 労 働 | 405,109,073   | 353,000 | 2,968,000 | △ 2,615,000 | 0   | 0       | 405,462,073   | 77.2       |
| 農 林 水 産 | 81,638,176    | 194,000 | 194,000   | 0           | 0   | 0       | 81,832,176    | 78.0       |
| 環 境     | 4,757,620     | 21,000  | 21,000    | 0           | 0   | 0       | 4,778,620     | 98.3       |
| 土 木     | 125,177,761   | 0       | 0         | 0           | 0   | 0       | 125,177,761   | 99.3       |
| まちづくり   | 18,888,617    | 0       | 0         | 0           | 0   | 0       | 18,888,617    | 103.2      |
| 教育委員会   | 385,824,230   | 0       | 0         | 0           | 0   | 0       | 385,824,230   | 108.8      |
| 警 察     | 150,359,603   | 0       | 0         | 0           | 0   | 0       | 150,359,603   | 104.0      |
| 行政委員会等  | 7,390,178     | 0       | 0         | 0           | 0   | 0       | 7,390,178     | 99.2       |
| 歳入振替    | 0             | 0       | 0         | 0           | 0   | 0       | 0             | —          |
| 合 計     | 2,318,223,000 | 568,000 | 3,183,000 | △ 2,615,000 | 0   | 0       | 2,318,791,000 | 97.9       |

イ 経費別予算提案額

(単位：千円、%)

| 区 分          | 既定予算額         | 今回提案額   | 財 源 内 訳   |             |     |         | 計             | 前年同期<br>対 比 |
|--------------|---------------|---------|-----------|-------------|-----|---------|---------------|-------------|
|              |               |         | 国庫支出金     | 特 定 財 源     | 起 債 | 一 般 財 源 |               |             |
| I 一般行政経費     | 1,766,023,772 | 568,000 | 3,183,000 | △ 2,615,000 | 0   | 0       | 1,766,591,772 | 98.5        |
| (1) 人件費      | 494,226,554   | 0       | 0         | 0           | 0   | 0       | 494,226,554   | 106.7       |
| 職員給等         | 463,622,554   | 0       | 0         | 0           | 0   | 0       | 463,622,554   | 104.2       |
| 退職手当         | 30,604,000    | 0       | 0         | 0           | 0   | 0       | 30,604,000    | 169.6       |
| (2) 物件費      | 10,992,689    | 1,000   | 1,000     | 0           | 0   | 0       | 10,993,689    | 98.1        |
| (3) その他      | 1,260,804,529 | 567,000 | 3,182,000 | △ 2,615,000 | 0   | 0       | 1,261,371,529 | 95.6        |
| II 投資的経費     | 188,814,955   | 0       | 0         | 0           | 0   | 0       | 188,814,955   | 94.7        |
| (1) 普通建設事業費  | 178,786,019   | 0       | 0         | 0           | 0   | 0       | 178,786,019   | 94.7        |
| (i) 補助事業     | 98,979,500    | 0       | 0         | 0           | 0   | 0       | 98,979,500    | 98.8        |
| (ii) 単独事業    | 69,397,519    | 0       | 0         | 0           | 0   | 0       | 69,397,519    | 88.7        |
| (iii) 国直轄負担金 | 10,409,000    | 0       | 0         | 0           | 0   | 0       | 10,409,000    | 100.6       |
| (2) 災害復旧事業費  | 10,028,936    | 0       | 0         | 0           | 0   | 0       | 10,028,936    | 94.1        |
| (i) 補助事業     | 10,028,936    | 0       | 0         | 0           | 0   | 0       | 10,028,936    | 94.1        |
| (ii) 単独事業    | 0             | 0       | 0         | 0           | 0   | 0       | 0             | —           |
| (iii) 国直轄負担金 | 0             | 0       | 0         | 0           | 0   | 0       | 0             | —           |
| III 公債費      | 288,015,736   | 0       | 0         | 0           | 0   | 0       | 288,015,736   | 103.7       |
| IV 繰出金       | 75,368,537    | 0       | 0         | 0           | 0   | 0       | 75,368,537    | 77.4        |
| 歳入振替         | 0             | 0       | 0         | 0           | 0   | 0       | 0             | —           |
| 合 計          | 2,318,223,000 | 568,000 | 3,183,000 | △ 2,615,000 | 0   | 0       | 2,318,791,000 | 97.9        |

ウ 歳入予算提案額

(単位：千円、%)

| 区 分             | 既定予算額         | 今回提案額       | 計             | 前年同期<br>対 比 |
|-----------------|---------------|-------------|---------------|-------------|
| 県 税             | 909,400,000   | 0           | 909,400,000   | 102.5       |
| (1) 普 通 税       | 909,366,000   | 0           | 909,366,000   | 102.5       |
| (2) 目 的 税       | 34,000        | 0           | 34,000        | 100.0       |
| 利 子 割 清 算 金     | 3,452,482     | 0           | 3,452,482     | 皆増          |
| 地 方 譲 与 税       | 127,314,000   | 0           | 127,314,000   | 109.9       |
| (1) 特別法人事業譲与税   | 123,300,000   | 0           | 123,300,000   | 110.9       |
| (2) 地方揮発油譲与税    | 2,767,000     | 0           | 2,767,000     | 80.4        |
| (3) 石油ガス譲与税     | 91,000        | 0           | 91,000        | 94.8        |
| (4) 自動車重量譲与税    | 714,000       | 0           | 714,000       | 103.8       |
| (4) 森林環境譲与税     | 204,000       | 0           | 204,000       | 96.7        |
| (6) 航空機燃料譲与税    | 238,000       | 0           | 238,000       | 117.8       |
| 地 方 特 例 交 付 金   | 22,471,000    | 0           | 22,471,000    | 817.1       |
| 地 方 交 付 税       | 385,800,000   | 0           | 385,800,000   | 108.7       |
| (1) 普 通 交 付 税   | 381,200,000   | 0           | 381,200,000   | 108.8       |
| (2) 特 別 交 付 税   | 4,600,000     | 0           | 4,600,000     | 104.5       |
| 調 整 債           | 10,173,000    | 0           | 10,173,000    | 111.4       |
| 交通安全対策特別交付金     | 1,143,000     | 0           | 1,143,000     | 90.6        |
| 繰 越 金           | 1,000         | 0           | 1,000         | 100.0       |
| 計 (一般財源)        | 1,459,754,482 | 0           | 1,459,754,482 | 106.5       |
| 分 担 金 及 び 負 担 金 | 4,010,566     | 0           | 4,010,566     | 94.1        |
| 使 用 料 及 び 手 数 料 | 19,373,949    | 0           | 19,373,949    | 99.4        |
| 国 庫 支 出 金       | 203,357,594   | 3,183,000   | 206,540,594   | 107.4       |
| 財 産 収 入         | 4,070,913     | 0           | 4,070,913     | 122.8       |
| 寄 附 金           | 2,549,277     | 0           | 2,549,277     | 75.4        |
| 繰 入 金           | 94,720,377    | 0           | 94,720,377    | 91.5        |
| 諸 収 入           | 416,192,942   | △ 2,615,000 | 413,577,942   | 75.3        |
| 県 債             | 114,192,900   | 0           | 114,192,900   | 94.1        |
| 合 計             | 2,318,223,000 | 568,000     | 2,318,791,000 | 97.9        |

### 3 部局別予算提案額の内訳

(産業労働部)

(単位：千円)

| 事 項             | 令和8年度<br>現計予算額 | 今回提案額   | 財 源 内 訳   |             |     |      | 概 要                           |
|-----------------|----------------|---------|-----------|-------------|-----|------|-------------------------------|
|                 |                |         | 国庫支出金     | 特定財源        | 起 債 | 一般財源 |                               |
| 中小企業振興<br>対 策 費 | 2,676,291      | 0       | 2,615,000 | △ 2,615,000 | 0   | 0    | ひょうご家計応援キャンペーン事業費<br>0        |
| 商工団体支援<br>事 業 費 | 3,268,668      | 205,000 | 205,000   | 0           | 0   | 0    | 稼ぐ力強化経営構造改革支援事業費補助<br>205,000 |
| 産地振興対策費         | 103,376        | 148,000 | 148,000   | 0           | 0   | 0    | じばさん経営構造改革支援事業費補助<br>148,000  |
|                 |                |         |           |             |     |      |                               |

(農林水産部)

(単位：千円)

| 事 項               | 令和8年度<br>現計予算額 | 今回提案額   | 財 源 内 訳 |      |     |      | 概 要                        |
|-------------------|----------------|---------|---------|------|-----|------|----------------------------|
|                   |                |         | 国庫支出金   | 特定財源 | 起 債 | 一般財源 |                            |
| 農村地域農政<br>総合推進事業費 | 1,411,674      | 122,000 | 122,000 | 0    | 0   | 0    | 省エネ型農業転換支援事業費補助<br>122,000 |
| 酪農養鶏<br>振興対策費     | 26,393         | 30,000  | 30,000  | 0    | 0   | 0    | 耕畜連携推進事業費補助<br>30,000      |
| 水産業振興<br>対策費      | 65,732         | 42,000  | 42,000  | 0    | 0   | 0    | 省エネ型漁業転換支援事業費補助<br>42,000  |
|                   |                |         |         |      |     |      |                            |



令和 8 年 6 月 (定 例)

第375回兵庫県議会提出議案関係資料 (その 2)

(条 例 等 関 係)

兵 庫 県

# 目 次

|                   |    |
|-------------------|----|
| 總 務 関 係 .....     | 3  |
| 健 康 福 祉 関 係 ..... | 7  |
| 農 政 環 境 関 係 ..... | 9  |
| 建 設 関 係 .....     | 14 |
| 文 教 関 係 .....     | 16 |
| 警 察 関 係 .....     | 20 |

第66号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

1 制定の理由

国における特殊勤務手当の運用等に鑑み、災害により生じた事態に対処するための作業に従事した職員に対して支給する特殊勤務手当である災害応急作業等手当について、大規模な災害に係る作業に従事した場合の手当の額を別に定める等所要の整備を行う。

2 制定の概要

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

大規模な災害として知事が指定する災害に係る作業に従事した場合における災害応急作業等手当の額は、次に掲げる作業に従事した日1日につき、1,440円とする（第31条の2関係）。

- (1) 道路、河川の堤防等（以下「堤防等」という。）のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視又は当該堤防等における重大な災害が発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査
- (2) 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業
- (3) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難者の救助又は通信施設の臨時設置、運用若しくは保守
- (4) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部が設置された他の地方公共団体に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業のうち知事が指定するもの
- (5) (1)から(4)までに掲げる作業に相当するものとして知事が指定する作業

3 施行期日等

- (1) 施行期日  
公布の日
- (2) 適用区分  
令和8年4月1日から適用する。
- (3) 特殊勤務手当の内払

改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づき支給された特殊勤務手当は、2による特殊勤務手当の内払とみなすものとする。

# 第67号議案 知事及び副知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する 条例

## 1 制定の理由

県保有情報漏えいの指摘に係る調査に関する第三者調査委員会の調査報告書及び秘密漏えい疑いに関する第三者調査委員会の調査報告書を踏まえ、情報が適切に管理されなかったことに対する責任を明確にするため、知事の給与の減額の措置について、所要の整備を行う。

## 2 制定の概要

### (1) 給料月額の特例（附則第2項関係）

令和8年7月分から同年9月分までの知事の給料月額について、減額割合を次の表の改正後の欄に掲げる割合に引き上げる。

|     | 改正前     | 改正後     |
|-----|---------|---------|
| 知 事 | 100分の30 | 100分の50 |

### (2) その他（附則第1項関係）

規定の整備を行う。

## 3 施行期日

公布の日

## 第71号議案 兵庫県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例

### 1 制定の理由

地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、関係条例についてこれらの法令の引用条文を改める。

### 2 制定の概要

(1) 次に掲げる条例の規定中地方自治法の引用条文を改める。

ア 兵庫県監査委員に関する条例（第4条関係）

イ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例（第6条関係）

ウ 兵庫県公営企業の設置等に関する条例（第6条関係）

エ 兵庫県流域下水道事業の設置等に関する条例（第5条関係）

オ 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（第3条関係）

カ 知事等の損害賠償責任の一部免責等に関する条例（第1項関係）

(2) 地方自治法施行令の引用条文を改める（知事等の損害賠償責任の一部免責等に関する条例第1項関係）。

### 3 施行期日

令和8年9月24日

第68号議案 認定こども園の認可等に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（以下「府省令」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（以下「告示」という。）の一部改正により、認定こども園の学級編制基準における1学級の園児数等が引き下げられたこと等に伴い、所要の整備を行う。
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正により、幼保連携型認定こども園に主務保育教諭を置くことができるものとされたことを踏まえ、所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 府省令又は告示の引用に係る規定について、字句の整理を行う（第3条及び第4条関係）。
- (2) 幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児で編制する学級及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の満3歳以上の子どもで編制する学級に係る1学級の園児数又は子どもの数の基準を原則35人以下から原則30人以下に引き下げる（第3条及び第4条関係）。
- (3) (2)にかかわらず、幼保連携型認定こども園における満3歳以上満4歳未満の園児で編制される学級のうち、1学級の園児数を原則25人以下とするものに、担当する専任の主務保育教諭が1人であるものを追加する（第3条関係）。
- (4) その他規定の整備を行う（第4条関係）。

3 施行期日等

- (1) 施行期日  
公布の日
- (2) 経過措置  
2(2)に伴う必要な経過措置を定める。

# 農 政 環 境 関 係

## 第76号議案 ぬしまぎょこうとまりちくすいもんこうじようかりしめきりせつちこうじ 沼島漁港泊地区水門工事前仮締切設置工事請負契約の締結

沼島漁港泊地区水門工事前仮締切設置工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名  
沼島漁港泊地区水門工事前仮締切設置工事

2 契約金額  
820,380,000円

3 契約の相手方  
南あわじ市賀集<sup>かしゅう</sup>823番地  
株式会社森長組<sup>もりちようぐみ</sup>  
代表取締役 森<sup>もり</sup> 宏文<sup>ひろふみ</sup>

4 工事の概要

- (1) 施工場所  
南あわじ市沼島<sup>ぬしま</sup>
- (2) 工事内容  
鋼管矢板<sup>こうかんやいた</sup>φ800 製作 : N=122 本  
鋼管矢板打設<sup>こうかんやいただせつ</sup> : N=122 本  
仮設直立堤撤去<sup>かせつちよくりつてい</sup> : N=1 式

(3) 工期  
令和10年3月25日限り

5 入札の状況

- (1) 入札方式  
公募型一般競争入札（事後審査型）
- (2) 入札参加者数  
6者
- (3) 最低入札金額  
820,380,000円
- (4) 最高入札金額  
880,000,000円

第69号議案 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴い、引用する法の名称を改める等所要の整備を行う。

2 制定の概要

(1) 引用する法の名称を改める（本則の表67の2の部関係）。

(2) 次に掲げる事務について、市町が処理することとするものは、別に規則で定めるものとする（本則の表67の2の部及び67の5の部関係）。

ア マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則の規定により知事に提出される書類の受理に関する事務

イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の規定により知事に提出される書類の受理に関する事務

3 施行期日

公布の日

すもとうはら

## 第75号議案 県営洲本宇原住宅建築工事請負契約の変更

第368回兵庫県議会において議決のあった、第130号議案 県営洲本宇原住宅建築工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

### 1 工事名

県営洲本宇原住宅建築工事

### 2 契約金額の変更

| すでに議決のあった金額         | 今回変更しようとする金額        | 増 額                 |
|---------------------|---------------------|---------------------|
| 1,342,000,000円      | 1,531,159,300円      | 189,159,300円        |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 |
| 122,000,000円        | 139,196,300円        | 17,196,300円         |

### 3 契約の相手方

南あわじ市賀集<sup>かしゅう</sup>823番地

もりちょう あわじ  
森長・淡路特別共同企業体

(代表者)

株式会社森長組<sup>もりようぐみ</sup>

代表取締役 森 宏文<sup>もり ひろふみ</sup>

(構成員)

あわじどけん  
淡路土建株式会社

取締役社長 琴井谷 隆志<sup>こといだに たかし</sup>

### 4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第66号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

1 制定の理由

国における特殊勤務手当の運用等に鑑み、災害により生じた事態に対処するための作業に従事した教職員に対して支給する特殊勤務手当である災害応急作業等手当について、大規模な災害に係る作業に従事した場合の手当の額を別に定める等所要の整備を行う。

2 制定の概要

公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

大規模な災害として県教育委員会が指定する災害に係る作業に従事した場合における災害応急作業等手当の額は、次に掲げる作業に従事した日1日につき、1,440円とする（第9条の3関係）。

- (1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部が設置された他の地方公共団体に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業のうち県教育委員会が指定するもの
- (2) (1) に掲げる作業に相当するものとして県教育委員会が指定する作業

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 適用区分

令和8年4月1日から適用する。

(3) 特殊勤務手当の内払

改正前の公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づき支給された特殊勤務手当は、2による特殊勤務手当の内払とみなすものとする。

## 第70号議案 兵庫県立学校授業料等徴収条例等の一部を改正する条例

### 1 制定の理由

- (1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（以下「就学支援金法」という。）の一部改正により、高等学校等就学支援金の受給資格における保護者等の収入の状況に係る要件の廃止、支給限度額の見直し等の措置（以下「就学支援金拡充措置」という。）が講じられ、教育委員会に対する保護者等の収入の状況に関する事項の届出（以下「収入状況の届出」という。）が廃止されたことに伴い、所要の整備を行う。
- (2) 就学支援金拡充措置の実施を踏まえ、私立の高等学校等における授業料の軽減に係る県の補助金を廃止したこと等に伴い、所要の整備を行う。

### 2 制定の概要

#### (1) 兵庫県立学校授業料等徴収条例の一部改正

収入状況の届出をした者に対する授業料及び受講料の徴収猶予に係る規定を削除する（第6条及び第9条関係）。

#### (2) 本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例の一部改正

住民基本台帳法において知事が本人確認情報等を利用することが認められている条例で定める事務から、私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、専修学校の高等課程又は各種学校に置く高等学校の課程に類する課程の児童又は生徒の保護者等に対する授業料の軽減に係る補助金の交付に関する事務（以下「私立高等学校等授業料軽減補助金交付事務」という。）を削除する（別表第2関係）。

#### (3) 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部改正

ア 知事が個人番号を利用することができる事務から、私立高等学校等授業料軽減補助金交付事務を削除する（別表第1関係）。

イ 知事がその保有する特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。以下同じ。）を利用することができる場合から、私立高等学校等授業料軽減補助金交付事務を処理するために生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は就学支援金法による就学支援金の支給に関する特定個人情報を利用する場合を削除する（別表第2関係）。

ウ その他規定の整備を行う（別表第1及び別表第2関係）。

### 3 施行期日

公布の日

第66号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

1 制定の理由

国における特殊勤務手当の運用等に鑑み、災害により生じた事態に対処するための作業に従事した職員に対して支給する特殊勤務手当である災害応急等作業手当について、大規模な災害に係る作業に従事した場合の手当額を別に定める等所要の整備を行う。

2 制定の概要

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

- (1) 警察職員が、災害応急等作業に従事したときに、支給する特殊勤務手当の日額の上限を1,440円（現行1,080円）とする（第2条関係）。
- (2) (1) に掲げる特殊勤務手当の日額の上限については、日没時から日出時までの間に行う作業に従事した場合においては(1)の額に720円（現行540円）を、著しく危険な作業又は著しく危険である区域内において行う作業に従事した場合においては(1)の額に1,440円（現行1,080円）を加算した額とする（第2条関係）。

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 適用区分

令和8年4月1日から適用する。

(3) 特殊勤務手当の内払

改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づき支給された特殊勤務手当は、2による特殊勤務手当の内払とみなすものとする。

質 疑 ・ 質 問 順

(第 3 7 5 回 定 例 会)

| 月 日 区 分                 |         | 順 序 | 1       | 2         | 3       | 4          | 5       |
|-------------------------|---------|-----|---------|-----------|---------|------------|---------|
| 第 1 日<br>6 月 5 日<br>(金) | 代 表 質 問 |     | (自 民 党) | (維 新 の 会) | (公 明 党) | (ひょうご県民連合) |         |
| 第 2 日<br>6 月 8 日<br>(月) | 一 般 質 問 |     | (自 民 党) | (維 新 の 会) | (公 明 党) | (ひょうご県民連合) | (自 民 党) |

※ 一般質問については試案

議会運営委員会委員等予定者一覧

令和8年5月26日

| 会 派 名                     | 委 員 数    | 議 員 氏 名   |
|---------------------------|----------|---|
| 自 由 民 主 党                 | (人)<br>6 | 松 本 裕 一<br>谷 口 俊 介<br>戸 井 田 ゆうすけ<br>北 口 寛 人<br>風 早 ひ さ お<br>山 口 晋 平 |
| 維 新 の 会                   | 3        | 飯 島 義 雄<br>斉 藤 なおひろ<br>高 橋 みつひろ                                     |
| 公 明 党                     | 2        | 島 山 清 史<br>谷 井 い さ お  |
| ひ ょ う ぎ ゑ っ けい<br>県 民 連 合 | 1        | 上 野 英 一   |

計 1 2 人

委員外議員

|           |          |           |
|-----------|----------|-----------|
| 躍 動 の 会   | (人)<br>1 | 増 山 誠     |
| 日 本 共 産 党 | 1        | 庄 本 え つ こ |

常任委員会委員会派別名簿

(令和8年6月11日)

| 区分<br>(定数)   | 総務<br>(13)                                    | 健康福祉<br>(13)                                | 産業労働<br>(12)                               | 農政環境<br>(12)                                | 建設<br>(12)                                 | 文教<br>(12)                                   | 警察<br>(12)                                    |
|--------------|---|---|--|---|--|--|---|
| 自由民主党        | ◎橘 秀太郎<br>水田 裕一郎<br>大前 はるよ<br>内藤 兵衛<br>長瀬 たけし | ○白井 かずや<br>伊藤 傑<br>北野 実<br>太田 やすふみ<br>藤田 孝夫 | ○伊藤 栄介<br>岡 つよし<br>松本 隆弘<br>山口 晋平<br>石川 憲幸 | ◎富山 恵二<br>北浜 みどり<br>北口 寛人<br>大上 和則<br>大豊 康臣 | ◎松本 裕一<br>奥谷 謙一<br>長岡 壯壽<br>浜田 知昭<br>北川 泰寿 | 村岡 真夕子<br>藤本 百男<br>風早 ひさお<br>○前井 まき<br>山本 敏信 | 吉岡 たけし<br>谷口 俊介<br>原 テツアキ<br>戸井田 ゆうすけ<br>黒川 治 |
| 維新の会         | ○住本 陽子<br>高橋 みつひろ                             | 別府 けんいち<br>青山 暁                             | 北村 智<br>中村 大輔<br>◎飯島 義雄                    | さかた たかのり<br>なかい 隆晃                          | 脇田 のりかず<br>鏝木 良子                           | 佐藤 良憲<br>大原 隼人<br>◎門 隆志                      | ○大矢 卓志<br>斉藤 なおひろ                             |
| 公明党          | 島山 清史<br>谷井 いさお                               | 麻田 寿美<br>◎小泉 弘喜                             | 越田 浩矢<br>竹尾 ともえ                            | 岸本 かずなお                                     | ○松尾 智美<br>伊藤 勝正                            | 大塚 公彦<br>里見 孝枝                               | ◎天野 文夫<br>菅 雄史                                |
| ひょうご<br>県民連合 | 上野 英一   | 前田 ともき                                      | 黒田 一美                                      | ○小西 ひろのり<br>中田 英一                           | 迎山 志保                                      | 橋本 成年  | 北上 あきひと                                       |
| 躍動の会         | 増山 誠  | 白井 たかひろ                                     |  |   |  |  | 岸口 みのる  |
| 日本共産党        | 庄本 えつこ  | 久保田 けんじ                                     |  |   |  |  |   |
| 無所属          | 長崎 寛親   |   | 赤石 まさお                                     | 丸尾 まき                                       | 石井 秀武                                      | 小林 昌彦  |   |

(注1) ◎委員長 ○副委員長

(注2) 健康福祉、農政環境、建設、警察常任委員会は欠員各1名

# 議 席 表

|       |       |        |        |        |        |         |      |
|-------|-------|--------|--------|--------|--------|---------|------|
| 75    | 76    | 77     | 78     | 79     | 80     |         |      |
| 石井秀武  | 岸口みのる | 門隆志    | 飯島義雄   | 斉藤なおひろ | 高橋みつひろ |         |      |
| 49    | 50    | 51     | 52     | 53     | 54     | 55      | 56   |
| 丸尾まさき | 赤石まさお | 増山誠    | なかい隆晃  | 住本陽子   | 大矢卓志   | 別府けんいち  | 青山暁  |
| 23    | 24    | 25     | 26     | 27     | 28     | 29      | 30   |
| 小林昌彦  | 長崎寛親  | 庄本えつこ  | 白井たかひろ | 佐藤良憲   | 鏑木良子   | さかたたかのり | 大原隼人 |
| 1     | 2     | 3      | 4      | 5      | 6      |         |      |
|       |       | 久保田けんじ | 北村智    | 中村大輔   | 脇田のりかず |         |      |

|        |       |      |       |      |       |        |        |       |         |
|--------|-------|------|-------|------|-------|--------|--------|-------|---------|
| 57     | 58    | 59   | 60    | 61   | 62    | 63     | 64     | 65    | 66      |
| 北上あきひと | 中田英一  | 上野英一 | 竹尾ともえ | 島山清史 | 谷井いさお | 岸本かずなお | 太田やすふみ | 長瀬たけし | 戸井田ゆうすけ |
| 31     | 32    | 33   | 34    | 35   | 36    | 37     | 38     | 39    | 40      |
| 黒田一美   | 橋本成年  | 天野文夫 | 越田浩矢  | 伊藤勝正 | 菅雄史   | 小泉弘喜   | 吉岡たけし  | 水田裕一郎 | 北浜みどり   |
| 7      | 8     | 9    | 10    | 11   | 12    | 13     | 14     | 15    | 16      |
| 小西ひろのり | 前田ともき | 迎山志保 | 大塚公彦  | 松尾智美 | 里見孝枝  | 麻田寿美   | 伊藤栄介   | 白井かずや | 橘秀太郎    |

|       |       |      |      |       |      |       |      |
|-------|-------|------|------|-------|------|-------|------|
| 81    | 82    | 83   | 84   | 85    | 86   |       |      |
| 山口晋平  | 大豊康臣  | 浜田知昭 | 北川泰寿 | 石川憲幸  | 山本敏信 |       |      |
| 67    | 68    | 69   | 70   | 71    | 72   | 73    | 74   |
| 北口寛人  | 風早ひさお | 大上和則 | 前井まき | 松本隆弘  | 長岡壯壽 | 黒川治   | 藤田孝夫 |
| 41    | 42    | 43   | 44   | 45    | 46   | 47    | 48   |
| 大前はるよ | 谷口俊介  | 伊藤傑  | 北野実  | 内藤兵衛  | 藤本百男 | 原テツアキ |      |
| 17    | 18    | 19   | 20   | 21    | 22   |       |      |
| 松本裕一  | 富山恵二  | 奥谷謙一 | 岡つよし | 村岡真夕子 |      |       |      |

演壇

演壇

議長 局長